

議第38号

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月1日提出

京都市長 松井孝治

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例

京都市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中

3,800	470
2,200	270
220	27
22	3
13	2
2,200	270
1,300	160
4,400	540
1,800	230
16,000	2,100
4,400	540

を

4,600	450
2,600	260
260	26
26	3
16	2
2,600	260
1,600	160
5,300	530
2,200	220
24,000	2,100
5,300	530

に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中

92	11
130	16
200	24
260	33
400	49
530	65
920	110
1,300	160
2,100	260
1,300	160

を

110	11
160	16
240	24
320	32
480	47
640	60
1,100	110
1,600	160
2,500	250
1,600	160

に改め、同表法第32条第1項第3

号に掲げる施設の項を次のように改める。

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	16	2
			その他のもの		50	5
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	4,200	420
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	2,600	260
	地下に設けるもの		1,600		160	
		その他のもの			5,300	530

別表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「410」を「490」に、「54」を「50」に、「2,000」を「2,400」に、「270」を「260」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「7,800」を「12,000」に、「1,000」を「1,100」に、「4,400」を「5,300」に、「540」を「530」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「4,400」を「5,300」に、「540」を「530」に改め、同表道路法施行令（以下「令」という。）第7条

第1号に掲げる物件の項中

7,700	1,200		9,300	1,200
3,500	430		4,200	420
1,600	210		2,400	210
1,600	210		2,400	210
16,000	2,100	を	24,000	2,100
7,800	1,000		12,000	1,100
2,800	370		4,200	380
4,900	650		7,500	670
16,000	2,100		24,000	2,100

に改

め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「4,400」を「5,300」に、「540」を「530」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の項中「1,600」を「2,400」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項中「440」を「530」に、「54」を「50」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市道路占用料条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まり、施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(令和6年度前から継続して占用している物件に係る占用料の減額)

3 市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいても道路法第32条第1項若しくは第3項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受け、又は同法第35条（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による同意を得ている占用物件について、改正後の条例の規定により算定した令和6年度の占用料の額が、この条例による改正前の京都市道路占用料条例の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の占用料の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用物件に係る同年度以降の各年度の占用料の額を減額することができる。

提案理由

道路占用料の適正化を図るとともに、道路占用料の徴収の対象となる占用物件に、自動運行補助施設を加える必要があるので提案する。